

いわき市創業者支援融資制度要綱

いわき市創業者支援融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、創業者に対し事業に必要な資金の一部を融資することにより、経営者への道を開き、中小企業者の育成を促進し、もって本市産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業者 新たに事業を開始しようとする者又は事業を開始して5年未満の者をいう。
- (2) 指定金融機関 市内の銀行、信用金庫及び信用組合で市長の指定するものをいう。

(融資の対象)

第3条 この要綱において融資の対象となる創業者は、次の各号（事業を開始して5年未満の創業者にあっては、第4号を除く。）のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 法律に基づく資格を有し、かつ、その資格に基づく事業を新たに開始しようとする者又は開始した者
 - イ 同一事業の勤務年数又は同一事業の従事年数が3年以上で、その経験を有する事業を新たに開始しようとする者又は開始した者
 - ウ 借入金額以上の自己資金を有している者
- (4) 市内において事業に着手していることが客観的に明らかであること。
- (5) 許認可等を要する事業にあっては、当該許認可等を取得しているか、又は取得することが確実であると認められること。
- (6) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する範

困の事業者であること（新たに事業を開始しようとする創業者にあつては、当該事業を開始した際当該事業者が該当すると見込まれること。）。

(7) 福島県信用保証協会（以下「協会」という。）が債務保証の対象としている事業であること。

(8) 創業計画又は事業計画が適当であると認められること。

（運用）

第4条 市長は、この要綱に基づく融資を行った指定金融機関に対し、毎年度予算の範囲内で、その融資額の2分の1に相当する額を預託するものとする。

（融資の条件）

第5条 融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 資金の使途 運転資金及び設備資金

(2) 限度額 2,000万円

(3) 償還期間 10年以内（据置期間1年以内を含む。）

(4) 償還方法 原則として分割償還

(5) 融資利率 年2.65パーセント以内（協会の債務保証を受けた場合にあつては、年2.45パーセント以内）

(6) 信用保証料率 協会の定めにより、融資額に対する年間の信用保証料率（責任共有制度対応）を次のとおり定める。ただし、割引料率が適用される場合がある。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率（責任共有制度対応）	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

(7) 保証人及び担保 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とし、必要により担保を徴するものとする。

(8) 申込時期 随時

（契約）

第6条 この要綱による指定金融機関への預託は、市と指定金融機関との契約に基づき行うものとする。

(融資の申込先)

第7条 融資の申込先は、指定金融機関とする。

(融資の実行)

第8条 指定金融機関は、融資の申込みがあったときは、必要な調査を行った上、融資の可否を決定するものとする。

2 指定金融機関は、協会の債務保証を受けて融資を行うものとする。ただし、指定金融機関において債務の保証を受ける必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 指定金融機関は、融資に当たっては、資金の利用を不当に拘束するような条件を付してはならない。

(融資状況の報告等)

第9条 指定金融機関は、毎月15日までに、前月までの融資状況等について市長に報告するものとする。

2 市長は、指定金融機関に対して、必要に応じ、資金の貸付状況及びその償還状況等に関し、報告を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

2 いわき市事業振興資金融資制度要綱（昭和55年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成18年4月1日）

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成18年4月1日）

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成18年5月1日）

この要綱は、平成18年5月1日から実施する。

附 則（平成19年1月1日）

この要綱は、平成19年1月1日から実施する。

附 則（平成30年3月12日）

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（令和2年4月1日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 令和2年3月31日現在において、改正前のいわき市創業者支援融資制度要綱の規定に基づき実行された融資に係る債務残高がある場合、当該債務残高に対する預託金の取扱いについては、なお従前の例による。